

新たな産業の創出・事業化を支援します。

# 北海道中小企業 応援ファンド事業

**HOKKAIDO SMALL BUSINESS SUPPORT CENTER**

地域資源の活用

ものづくり産業の振興

産業クラスター形成の促進

創業の促進



公益財団法人

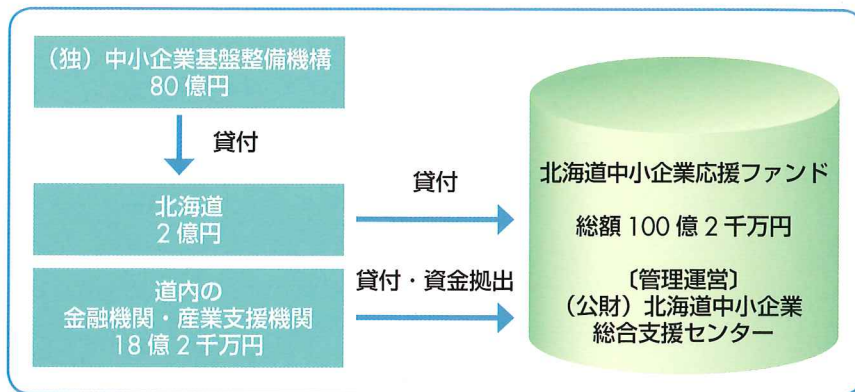
北海道中小企業総合支援センター

# 北海道中小企業応援ファンドについて

北海道中小企業応援ファンドは、(独)中小企業基盤整備機構、北海道、道内の金融機関及び産業支援機関が資金を拠出して組成したファンドです。

このファンドの運用益を活用して、道内における新たな産業の創出や事業化を支援します。

(公財)北海道中小企業総合支援センターが、このファンドの運営管理を行います。



## 事業メニュー

### 1. 中小企業競争力強化促進事業

事業名	対象者	事業内容	助成額・助成率
アドバイザー等 招へい支援事業	道内の 中小企業者等	新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が、原価の引下げ、生産管理の合理化等を図るために行う専門コンサルタントの招へいに要する経費に対する助成（11日以上）	200万円以内 1/2以内
市場対応型製品 開発支援事業	道内の 中小企業者等	新たに加工組立型工業の事業者との取引の拡大を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者等が行う製品開発及びこれらに伴う市場調査等に要する経費に対する助成（市場調査等のみを行う場合を除く。）	500万円以内 (200万円以内*1) 2/3以内 (1/2以内*1)

※1 市場調査に要する経費

#### ◆新分野・新市場への進出

次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①新分野への進出とは、中小企業者等が従前属していた事業から日本標準産業分類における小分類項目以外の小分類項目に属する事業に進出するもの。
- ②新市場への進出とは、中小企業者等が保有する製品等を新しい市場（新しい顧客）に売ることなど、道外及び海外市場の開拓やシェア拡大などを行うもの。
- ③新分野・新市場への進出等には、新事業展開（新商品の開発・生産、サービスの開発・提供などの新たな事業活動）等を含む。

#### ◆加工組立型工業

はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、輸送用機械器具製造業

#### ◆基盤技術産業

ものづくり基盤技術振興基本法（平成11年法律第2号）第2条第1項に規定するものづくり基盤技術を主として利用して行う事業が属する業種

#### ◆食関連産業

食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、一般産業用・装置製造業・農業用機械製造業・生活関連産業用機械製造業（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業に関連する業種に限る。）、バイオテクノロジー利用産業（生物又はその機能を利用し、又は応用する技術に関連する分野の産業）

#### ◆環境・エネルギー産業

環境負荷を低減した製品の製造、環境汚染を防止する装置及び資材の製造並びにこれらに係るサービスの提供を行う事業（資源の有効利用に係るものを除く。）が属する業種

## 2. 地域資源活用型新産業創出支援事業

事業名	対象者	事業内容	助成額・助成率
地域資源活用型事業化実現事業	道内の中小企業者等	地域資源を活用した新商品・新サービスの開発から販路開拓までの事業化実現に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	300万円以内 2/3以内
地域ブランド販路拡大支援事業	1次産業団体、商工団体等	1次産業団体、商工団体等が行う地域ブランド化に向けた戦略の策定から販路拡大の一連の取組に要する経費に対する助成	500万円以内/年 2/3以内

### ◆地域資源

次の①～③のいずれかに該当するもの

- ①地域の特産物である農林水産物又は鉱工業品
- ②前号に掲げる鉱工業品の生産に係る技術
- ③文化財、自然の風景地、温泉その他の地域の観光資源

### ◆1次産業団体、商工団体等

①北海道産業団体協議会②商工会③商工会議所④中小企業等協同組合⑤漁業協同組合、漁業生産組合又は水産加工業協同組合⑥農業協同組合又は農事組合法人⑦森林組合又は生産森林組合⑧地域ブランド化の推進や地域産品の販路拡大に係る取組を支援する事業を行う団体・機関⑨これら①～⑧で構成される団体

## 3. 加速的創業促進支援事業

事業名	対象者	事業内容	助成額・助成率
加速的創業促進支援事業	道内の創業者	道内に主たる事業所を設けて新規に事業を開始することに伴う新商品・新サービスの開発や販路開拓等の取組に要する経費に対する助成	100万円以内 2/3以内

### ◆創業者

道内で1年以内に創業する個人又は前年度（4月1日以降）に既に創業した中小企業者

## 4. 産業クラスター形成促進事業

事業名	対象者	事業内容	助成額・助成率
事業シーズ可能性拡大支援事業	道内の産業支援機関と中小企業者等による共同事業	地域における新事業展開等のアイデアをビジネスプラン段階にレベルアップするために必要な小規模な試作・開発やテスト事業等の試行に要する経費に対する助成	200万円以内 2/3以内
市場適応能力高度化促進支援事業		開発した商品やサービスの質の向上を図ることで市場適応能力を高めるなど、事業化を軌道に乗せるための一連の取組に要する経費に対する助成	300万円以内 2/3以内
ブランド化促進支援事業		道内で生産・供給される商品・サービスの改良、新商品・新サービスの開発から販路開拓、PR戦略の確立等の北海道ブランド化に向けた一連の取組に要する経費に対する助成	1,000万円以内 2/3以内

### ◆産業支援機関

北海道における産業振興に関する事業を総合的・横断的に推進し、かつ、道内全域における産業クラスター活動への支援を行う機関

# 北海道中小企業応援ファンドの支援メニュー

北海道中小企業応援ファンドは、道内における産業の創出、事業化を支援するための助成制度です。

**1** 中小企業競争力強化促進事業  
アドバイザー等招へい支援事業 **200万円**  
1/2以内

食関連・ものづくり・環境エネルギー事業者の生産管理合理化、原価の引下げ等の指導・助言



**2** 中小企業競争力強化促進事業  
市場対応型製品開発支援事業 **500万円**  
2/3以内 ※

食関連・ものづくり・環境エネルギー事業者における新商品開発取組に係る試作開発経費、検査費、産業財産権取得費、マーケティング経費等



※市場調査に要する経費については200万円、1/2以内。

**3** 地域資源活用型新産業創出支援事業  
地域資源活用型事業化実現事業 **300万円**  
2/3以内

地域資源を活用した新商品・新サービス開発取組に係る試作開発経費、検査費、産業財産権取得費、マーケティング経費等



**4** 地域資源活用型新産業創出支援事業  
地域ブランド販路拡大支援事業 **500万円/年**  
2/3以内

地域の団体等が行う地域ブランド化に向けた戦略策定など



**5** 加速的創業促進支援事業 **100万円**  
2/3以内

創業に伴う新商品・新サービス開発や販路開拓の取組



**6** 産業クラスター形成促進事業  
事業シーズ可能性拡大支援事業 **200万円**  
2/3以内

事業アイデアの試作開発、展示会出展、市場調査など



**7** 産業クラスター形成促進事業  
市場適応能力高度化促進支援事業 **300万円**  
2/3以内

商品の質の向上のための試作開発、展示会出展、市場調査など



**8** 産業クラスター形成促進事業  
ブランド化促進支援事業 **1,000万円**  
2/3以内

北海道ブランド化に向けた販路開拓、PR戦略など



## ● 申込方法

募集期間に「北海道中小企業応援ファンド事業募集要項」をお読みの上、申請書類に所定の事項を記入し、添付書類とともに提出してください。募集要項、申請書様式は、当センターホームページからダウンロードできます。



北海道中小企業  
応援ファンド事業

ホームページアドレス <http://www.hsc.or.jp>

## ● 留意事項

- ◆ 助成期間は、助成金交付決定日から1年以内となります。ただし、地域資源活用型新産業創出支援事業、市場適応能力高度化促進支援事業ブランド化促進支援事業の助成期間は2年以内となっています。
- ◆ 助成期間において、当該事業の内容の全部又は一部を対象として国又は道の補助金が交付される場合、補助の対象とはできません。
- ◆ 事業に採択された場合、申請者名、申請者所在地（市区町村）、申請事業名は、公表されます。
- ◆ 申込内容を審査の上、採否を決定します。（応募者は、評価委員会に出席していただきます。ただし、アドバイザー等招へい支援事業、加速的創業促進支援事業については書面のみで審査しますので、評価委員会への出席は不要です。）

## ● 対象経費

事業名		対象経費
中小企業競争力強化促進事業	アドバイザー等招へい支援事業	専門家旅費（滞在費、往復の交通費）、コンサルタント料
	市場対応型製品開発支援事業	<b>【製品開発事業】</b> 原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、特許実施費、先行技術等調査費、その他製品開発を行うために特に必要と認められる経費 <b>【市場調査等事業】</b> 出展料、展示工事費、職員旅費（滞在費、往復の交通費）、輸送費、その他展示会等への出展を行うために特に必要と認められる経費、市場調査委託費、その他市場調査のために特に必要と認められる経費
地域資源活用型新産業創出支援事業	地域資源活用型事業化実現事業	<b>【新商品等開発事業】</b> 原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、特許実施費、先行技術調査費、機械装置等の借用に要する経費、職員旅費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、その他新商品・新サービスの開発を行うために特に必要と認められる経費 <b>【マーケティング開発事業】</b> 出展料、展示工事費、職員旅費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、借料又は損料、消耗品費、調査・分析外注費、専門家謝金、専門家旅費、産業財産権等取得費、その他マーケティング開発事業の遂行に関して特に必要と認められる経費
	地域ブランド販路拡大支援事業	<b>【調査研究事業】</b> 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、調査・分析外注費、コンサルタント費、委託費、広告宣伝費、雑務費、その他調査研究事業の遂行に関して特に必要と認められる経費 <b>【マーケティング支援事業】</b> 出展料、会場設営費、職員旅費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、借料又は損料、消耗品費、調査・分析外注費、専門家謝金、専門家旅費、産業財産権等取得費、コンサルタント費、委託費、広告宣伝費、雑務費、その他マーケティング支援事業の遂行に関して特に必要と認められる経費
加速的創業促進支援事業		原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、先行技術調査費、機械装置等の借用に要する経費、職員旅費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、出展料、展示工事費、職員旅費、調査・分析外注費、専門家謝金、専門家旅費、設立登記費、事務所等改装費、広告宣伝費、その他創業のために特に必要と認められる経費
産業クラスター形成促進事業	事業シーズ可能性拡大支援事業	原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、特許実施費、先行技術調査費、機械装置等の借用に要する経費、職員旅費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、その他試作等開発事業の遂行に関して特に必要と認められる経費
	市場適応能力高度化促進支援事業	<b>【新商品等機能向上事業】</b> 原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、特許実施費、先行技術調査費、機械装置等の借用に要する経費、職員旅費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、その他新商品等機能向上事業の遂行に関して特に必要と認められる経費 <b>【マーケティング開発事業】</b> 出展料、展示工事費、職員旅費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、借料又は損料、消耗品費、調査・分析外注費、専門家謝金、専門家旅費、その他マーケティング開発事業の遂行に関して特に必要と認められる経費
	ブランド化促進支援事業	<b>【ブランド改良・研究開発事業】</b> 原材料・副材料費、治具・工具費、機械装置等購入費（試作用）、外注加工費、技術導入費、デザイン開発費、プログラム開発費、試験（検査）依頼費、産業財産権等取得費、特許実施費、先行技術調査費、機械装置等の借用に要する経費、職員旅費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、借料又は損料、消耗品費、その他ブランド改良・研究開発事業の遂行に関して特に必要と認められる経費 <b>【マーケティング開発事業】</b> 出展料、展示工事費、職員旅費、通信運搬費、印刷製本費、資料購入費、借料又は損料、消耗品費、調査・分析外注費、専門家謝金、専門家旅費、広告宣伝費、認証等取得費、その他マーケティング開発事業の遂行に関して特に必要と認められる経費

## 問い合わせ先

### 公益財団法人北海道中小企業総合支援センター

産業育成部（札幌本部）  
〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階  
TEL: 011-232-2403 FAX: 011-232-2011  
E-Mail: info@hsc.or.jp

◆道南支部  
〒041-0801 函館市桔梗町379 北海道立工業技術センター内  
TEL: 0138-82-9089 FAX: 0138-34-2601

◆十勝支部  
〒080-0013 帯広市西3条南9丁目1番地1 帯広商工会議所内  
TEL: 0155-67-4515 FAX: 0155-67-4515

◆釧根支部  
〒085-0847 釧路市大町1丁目1番1号 釧路商工会議所内  
TEL: 0154-64-5563 FAX: 0154-64-5563

◆道北支部  
〒078-8801 旭川市緑が丘東1条3丁目1番6号 旭川リサーチセンター内  
TEL: 0166-68-2750 FAX: 0166-68-2828

◆日胆支部  
〒050-0083 室蘭市東町4丁目28番1号 室蘭テクノセンター内  
TEL: 0143-47-6410 FAX: 011-232-2011（札幌本部）

◆オホーツク支部  
〒090-0023 北見市北3条東1丁目 北見商工会議所内  
TEL: 0157-31-1123 FAX: 011-232-2011（札幌本部）